

(社) 日本原子力学会 標準委員会 原子燃料サイクル専門部会
第17回 臨界安全管理分科会 (F1SC) 議事録 (案)

1. 日時 2002年11月8日 (金) 13:30~17:00

2. 場所 (社) 日本原子力学会 会議室

3. 出席者 (敬称略)

山根 (主査), 松本 (副主査), 林 (和) (幹事), 板原, 江頭, 大澤, 奥野須藤, 野田, 三谷, 三好 (11名)
委員) 稲葉 (藤田委員代理), 櫻井 (浜田委員代理) (2名)
(欠席委員) 岩崎, 林 (昭), 牧口, 三澤, 持田 (5名)
(常時参加者) 高橋 (宮川の代理) (1名)
(傍聴者) 山口, 山地 (2名)
(事務局) 太田, 市園

4. 配付資料

F1SC17-1 第16回 臨界安全管理分科会議事録 (案)
F1SC17-2 標準委員会の活動概況
F1SC17-3 日本原子力学会標準制定スケジュール (案)
F1SC17-4 標準委員会審議要領
F1SC17-5 「臨界安全管理の基本事項 (案)」の検討経緯
F1SC17-6 臨界安全管理の基本事項:2000 (案) (第13回標準委員会版)
F1SC17-7 「臨界安全管理の基本事項 (案)」中間報告(2回目)へのコメント一覧
F1SC17-8 日本原子力学会の臨界安全管理標準の策定 (活動の紹介)
F1SC17-9 附属書3 (参考) 核的制限値等と臨界バリアの設定の具体例 (修正案)
F1SC17-10 附属書6 (参考) 臨界バリアの信頼性の評価方法 (修正案)
F1SC17-11 「臨界安全管理の基本事項 (案)」への原子燃料サイクル専門部会委員コメント (残件)
F1SC17-12 「臨界安全管理の基本事項 (案)」への標準委員会委員コメント (残件)
F1SC17-13 Administrative Practices for Nuclear Criticality Safety (1980年ANS Topical Meeting)
F1SC17-14 核的制限値などの防護方法について

参考資料

F1SC17-参考1 臨界安全管理分科会委員一覧
F1SC17-参考2 臨界安全管理の基本事項 (内容の骨子と調査執筆等の分担) -案- (F1SC7-3抜粋)

5. 議事

(1) 出席委員の確認

事務局より, 出席者の確認の結果, 18名の委員中11名の委員と2名の代理委員の出席があり, 決議に必要な委員数 (12名以上) を満足している旨の報告があった。

(2) 前回議事録の確認

事務局よりF1SC17-1により第16回分科会議事録の確認を行い承認された。

(3) 標準委員会等の活動状況報告

事務局よりF1SC17-2,3,4により標準委員会等の活動状況報告及び標準委員会審議要領の説明があった。

(4) 標準原案の審議

a. 経緯の説明

山根主査よりF1SC17-2,5により第11回原子燃料サイクル専門部会及び第13回標準委員会における委員コメントを含めたこれまでの経緯の確認があった。

b. 第13回標準委員会コメントに対する対応案の審議

山根主査よりF1SC17-2により委員会コメント及び対応方針の説明があった。高橋氏から, 補助的なバリアの位置付けが不明確であること, 核的制限値以外に核的な管理 (補助的なバリア) を求めることは核的に意味がないこと, さらに学会標準として提出した場合に現行の規制より相当に厳しい内容が要求されることになるのではないかなどコメントがあった。これに対して本分科会としては, 補助的なバリアの位置付けが, 自主的なものであることを明確に記述することで対応することとし, 委員会コメントとあわせ, 以下の方針を確認し, 原案に反映させることとなった。

- ・ 適用範囲に「技術的に想定される」と記載すると, それ以外の事象全てを排除してしまうため, 適用範囲からは削除する。但し, 4.2.1の4行目など限定の必要なところは残すこととする。
- ・ 解説IIの1.適用範囲3行目 (P69) は「・・・故意の違反や組織的な違法行為への対応については除外している。」とする。

- ・ 最近の自主検査の在り方を考慮しつつ、従来から検討してきた補助バリアは残し、「自主管理上の基準値」を「運転管理上の基準値」とする。
- ・ 補助バリアは必ずしも常に定めるものではないことを明記する。
- ・ 補助バリアは運転員の注意を喚起するために定めるもので、補助バリアと名前を付けることによって合理的に安全意識が高くなるものである。
- ・ 補助バリアは保安上約束するもの（例えば、保安規定記載事項）ではないことがわかるように記載する。
- ・ 本体5.1 a) 1) 臨界バリアの設定の7行目「また、核的制限値ではないが運転管理上の基準値を維持することが、臨界安全管理上の裕度確保の観点から有効な場合は、この運転管理上の基準値を維持する機器及び運転員操作の範囲を補助的なバリアとする。」は「また、核的制限値ではないが運転管理上の基準値を維持することが、臨界安全管理上の裕度に寄与する場合は、この運転管理上の基準値を維持する機器及び運転員操作の範囲を補助的なバリアとしてもよい。」とする。
- ・ 解説IIの5.1 臨界バリアと核的制限値の設定(P73)の分類①②③の記載方法については、分科会役員及び江頭委員にて検討する。
- ・ 3.1 基本的考え方における「適切かつ確実に」を「適切な」に変更する。なお、事務局にて原子力安全・保安院の検査の在り方に関する検討会報告書等を確認する。
- ・ 適用範囲の前に目的を設けるべきとのコメントについては、学会標準の様式の問題であり、事務局にて対応する。
- ・ 「臨界防止バリア」は、当初使用していた「臨界安全バリア」と同様、誤解を招く可能性があり、原案通り「臨界バリア」とする。

c. コメント一覧表の確認

山根主査よりF1SC17-7により中間報告(2回目)のコメントの説明があった。コメントNo.4,7-2,14,19,23,24,30及び46~60については十分検討することとなり、以下の方針を確認した。

- ・ コメント一覧に従い各チームの担当部分を担当委員が検討し、原案の修正を行う。
- ・ No.14は全員で検討し、修正案を作成する。
- ・ No.19,23,30は奥野委員にて検討し、修正案を作成する。

(5) 標準分科会原案の修正決議について

山根主査より第13回標準委員会における中間報告(2回目)結果を踏まえ、分科会原案を本日確認された方針に従い修正することが提案され全会一致で承認された。なお、分科会原案の修正確認等については山根主査へ一任され、以下のスケジュールで作業を行うことになった。また、専門部会及び標準委員会決議投票におけるコメント対応は幹事会にて行うこととし、回答等の扱いは主査に一任された。また、標準は毎年改訂の要否を検討する旨規約に定めており、現状の考えを先ずはまとめ、今後必要に応じ速やかに改訂することを確認した。

12時までにはコメントを反映した原案及びコメント一覧表の対応処置を事務局まで送付。

11/25(月) 目途に幹事及びグループリーダー(幹事会)にて原案の調整。

(6) 次期標準案件について

板原委員よりF1SC17-14によりマネジメントプラクティス(標準案件候補No.20: 臨界安全管理の責任、役割に関する標準)の具体的検討対象及び手順について説明があった。更に、奥野委員よりF1SC17-13米国ANS標準の作成経緯等の説明があった。

山根主査より以下の方針が確認され、原子燃料サイクル専門部会タスクへ報告することとなった。

- ・ 米国ANSもサバンナリバーなどの調査をもとに標準を作成しており、具体的な管理方法等事例調査が必要である。
- ・ ウラン燃料、MOX燃料の考え方、燃料再処理における検討状況は紹介できる見込みである。
- ・ 各事業所の具体的管理手法等を比較し、相違点を明らかにし、標準として合意できる範囲を決める。
- ・ 各事業所への調査アンケート原案を板原委員にて作成する。

(7) 今後の予定

原案の方針に大きな変更が生じる場合など分科会開催が必要となった場合、別途連絡することとなった。

以上